

平成 19 年 3 月 29 日

近畿管区行政評価局

（局長：田代喜啓^{よしひろ}）

「河川管理に関する行政評価・監視」の結果

＜評価・監視結果に基づく通知＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、総務省近畿管区行政評価局が独自に企画し、和歌山行政評価事務所とともに平成18年12月から19年3月にかけて実地に調査した結果に基づき、国土交通省近畿地方整備局に対して19年3月29日に改善意見を通知するものです。

調査の概略

目的

河川の管理は、災害の発生防止、適正利用、流水の機能維持、環境の整備・保全等の観点から行われている。

近畿地方には、淀川、大和川を始めとする10の一級水系が指定され、近畿地方整備局と各府県等がその管理を行っているが、流域には人口、資産等の集中地区も多い。

また、平成16年には1府2県において河川の氾濫等による豪雨災害も発生するなど、国民生活の安全・安心を確保するために、日常的な管理はもとより危機管理の側面からも効果的・効率的な河川管理が要請されている。

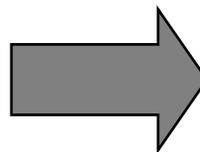
この行政評価・監視は、河川の防災及び適正利用等を推進する観点から、河川の管理状況を調査したものである。

調査対象機関 近畿地方整備局（福井河川国道事務所、淀川河川事務所、大和川河川事務所、和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所）
福井県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及びこれらの府県の20市町

行政評価・監視の結果

次の事項について通知

- 1 洪水時の危機管理
 - (1) 洪水予報等の伝達
 - (2) 洪水ハザードマップの作成及び周知
 - (3) 占用等許可における洪水被害軽減措置
 - (4) 洪水時の排水ポンプ場の運転停止ルール及び樋門の操作
- 2 河川巡視



平成19年3月29日、
近畿地方整備局に通知

1 洪水時の危機管理

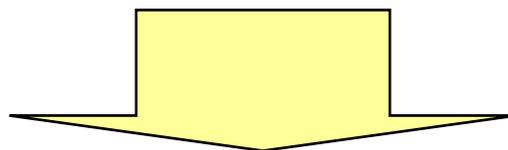
(1) 洪水予報等の伝達

制度・仕組み

- 国土交通省は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について、あらかじめ指定して、洪水予報、水位情報、水防警報を都道府県に通知し、都道府県は、これらの通知を受けた場合には、直ちに市町村等に通知しなければならない。

調査結果

- 平成17年4月から18年12月の間に、調査対象5河川事務所が発表した洪水予報、水位情報、水防警報の計20例について、発表から市町村への到達の有無及び到達に要した時間を調査。
 - 到達までに1時間以上要したもの 4例（水位情報1例、水防警報3例（準備1例、出動1例、解除1例））
 - 到達しなかったもの 4例（水防警報4例（準備1例、出動1例、解除2例））



- 洪水予報、水位情報、水防警報について、府県、市町村等と連携して、市町村等への到達状況を検証し、情報伝達が遅延又は中断している場合には、その原因を明らかにし、情報伝達経路や伝達方法等について改善を図ること。

(2) 洪水ハザードマップの作成及び周知

制度・仕組み

- 国土交通省は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川であらかじめ指定したものについて、洪水時の円滑・迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水想定区域を指定・公表し、浸水時に想定される水深とともに関係市町村に通知する。
- 浸水想定区域のある市町村は、浸水想定区域・水深、避難場所等を示した「洪水ハザードマップ」を作成し、印刷物の配布やインターネットの利用等により、住民に周知する。

調査結果

- 洪水ハザードマップを作成している12市町（福井県1市、京都府3市、大阪府6市、和歌山県2市町）について、同マップの作成内容等を調査。10市町において、次のような例等がみられた。
 - 避難危険箇所の一つであるアンダーパスの記載がないもの 4市（アンダーパスは、鉄道下等の掘り下げた道路）
 - 水害時の避難者数又は避難所の収容人数を調査しないまま、避難所の記載をしているもの 3市
 - 浸水想定区域図の浸水深からみると、水没するおそれがある避難所を記載しているもの 3市
 - 浸水想定区域図では隣接市町村との境界区域も浸水地域となっているが、マップは作成市町村の管轄区域のみについて作成されているため、近隣の状況がわからず、住民の避難方向をミスリードする可能性があるもの 3市
 - 作成した洪水ハザードマップを当該市町のホームページに掲載していないもの 3市町
 - ・ 12市町のすべてで洪水ハザードマップの印刷物を各戸配布
 - ・ 1市はホームページ掲載準備中

- 市町村において、より適正な洪水ハザードマップが作成されるよう、府県と協力して積極的に支援すること。
- 洪水ハザードマップは、印刷物の各戸配布以外に、住民が適宜、洪水ハザードマップを入手可能となるよう、同マップを市町村のホームページに掲載する等の方法について検討するよう市町村に要請すること。

(3) 占用等許可における洪水被害軽減措置

制度・仕組み

- 河川区域内において土地を占用したり、工作物を設置したりして、利用する場合には、河川管理者の許可を受けなければならないが、河川管理者は、許可に当たっては必要な条件を付けることができる。
- 公園等に設置された簡易トイレ、バックネット等の可搬式工作物については、洪水時の撤去を許可条件として付けることとしており、また、撤去訓練の実施を許可条件として付けることがある。
公園等の付帯駐車場については、洪水のおそれのある場合の使用禁止、駐車車両の避難のための情報伝達体制の整備等の許可条件を付けることとしている。
- 樋門については、樋門の操作方法を届け出て承認を受けるよう許可条件を付けることとしている。

調査結果

- 洪水時の被害軽減の観点から、大和川河川事務所、和歌山河川国道事務所及び紀南河川国道事務所の管内における公園等 29 施設及び樋門 23 施設について、許可条件の付加状況及びその履行状況を調査。
 - 公園等で洪水時の可搬式工作物の撤去、撤去訓練の実施、付帯駐車場の洪水時の使用禁止等の許可条件が必要と思われるにもかかわらず付加していないもの 延べ 14 施設
 - 公園等で可搬式工作物の撤去訓練を実施していないもの 9 施設(うち、撤去訓練を許可条件として付けられているもの 4 施設)
 - 樋門で操作方法の届出の許可条件が付けられているにもかかわらず、許可後、長期間(2年5か月~12年)届出が行われていないもの 6 施設

- 公園等について、洪水時の可搬式工作物の撤去、撤去訓練の実施、付帯駐車場の洪水時の使用禁止等、早期に必要な許可条件の付加を図ること。
- 可搬式工作物の撤去訓練を許可条件としている公園等については、同訓練を確実に実施させること。
- 操作方法の届出が許可条件として付けられているにもかかわらず未届の樋門について、早急に届出をさせること。

(4) 洪水時の排水ポンプ場の運転停止ルール及び樋門の操作

制度・仕組み

- 国土交通省は、出水時における排水ポンプ場の操作について、出水時の運転停止ルールを適切に定めておくこと等について指導している。
- 近畿地方整備局が管理する樋門の多くは、その操作を地方公共団体に委託(更に民間人等に委嘱)している。
操作は、河川事務所の出動指示により、樋門の操作要領に従って行う。操作は、本川の水位が上昇し支川に逆流することを防止するためのもので、本川の水位が樋門の操作水位以上に達し、本川から支川への逆流が始まる時点で閉鎖の操作を行う。

調査結果

- 5 河川事務所の管内の 66 排水ポンプ場について、出水時における排水ポンプの運転停止ルールの設定状況を調査。
 - 地方整備局直轄の 10 排水ポンプ場のうち必要な運転停止ルールが定められていないもの 3 排水ポンプ場
 - 許可工作物である 56 排水ポンプ場のうち運転停止ルールが定められていないもの 49 排水ポンプ場
- 和歌山河川国道事務所及び紀南河川国道事務所が発した 28 の出動指示例に関し、樋門の操作員への指示の到達状況及び操作員の樋門への到着・操作時の状況を調査。
 - 操作員が到着した時に本川の水位が樋門の操作水位を超えていた又は超える直前であったもの 3 例



- 運転停止ルールが設定されていない排水ポンプ場について、同ルールの設定の検討・実施を推進すること。
- 樋門の操作に遅れがみられた場合は、出動指示の操作員への到達状況及び操作員の樋門への到着・操作時の状況を検証し、遅れの原因を究明して改善を図るよう河川事務所を指導すること。

